ITJ Lab 著作権の権利ガイド

同一性保持権（第20条）

同一性保持権は、作品やその題名を、著作者の意に反して変えられない権利です。

概要

ひとことで言うと

意に反する改変を受けない

作品と題名 ▶ **変更・切除・その他の改変**
著作者の意に反するもの ▶ **受けない**

条文

条文を読む（第20条）

> **第二十条（同一性保持権）**
> 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

第20条第1項を区切って読む

その著作物及びその題号の	同一性を保持する権利を有し、	その意に反して	改変を受けないものとする。
中身と題名	**同じであり続ける**	**著作者が望まない**	**変えられない**

図解 権利が働かない改変（第20条第2項）

第20条第2項が定める4つの場合（各号の要約）

学校教育
教科書などに載せるときの用字・用語の変更で、学校教育の目的上やむを得ないもの

建築物
建築物の増築、改築、修繕、模様替え

プログラム
特定のコンピュータで使えるようにする、効果的に使えるようにするための改変

やむを得ない改変
作品の性質や、利用の目的・態様に照らしてやむを得ないもの

行政資料

文化庁の説明

著作権テキストは、同一性保持権を、著作物と題号を意に反して改変されない権利と説明しています。

例外として、学校教育の目的上やむを得ない改変、建物の増改築、プログラムのバグの修正やバージョンアップを挙げています。

やむを得ない改変の例として、印刷機の性能で原画の色が出ない場合や、歌手の歌がうまくない場合を挙げています。

文化庁「令和8年度 著作権テキスト」 13ページ（同一性保持権）

図解

翻案権との関係

作品を変えるときに関わる2つの権利

同一性保持権（第20条）

著作者人格権

- 著作者の気持ちを守る
- 著作者本人だけが持つ

翻訳権・翻案権等（第27条）

著作権（財産権）

- 作品をもとに新しい作品をつくることについての権利
- 譲ることができる

まとめ

まとめ

1. 同一性保持権は、作品と題名を、意に反して変えられない権利（第20条第1項）。
2. 学校教育、建築物、プログラム、やむを得ない改変は、例外とされている（第20条第2項）。
3. 作品を変えて使うときは、財産権の翻案権など（第27条）も関わることがある。

ご覧いただき、ありがとうございました

この動画は、著作権法の一般的な制度の説明です。
個別の事案についての法律相談・法的助言ではありません。
条文：著作権法（e-Gov 法令検索。取得前の仮置きを含みます）／行政資料：文化庁「著作権テキスト」ほか

itjlab.com/chosakuken